

平成 28 年 8 月 10 日

関係各位

愛媛県県民環境部長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の
一部を改正する法律等の施行について

平素から本県の環境行政の推進について格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）については、期限内適正処理に努めているところですが、この度、期限内適正処理を確実に達成するため、別添のとおり、標記法律の一部改正がなされましたので、貴団体（協会）会員の皆様方への周知等のご協力をお願いいたします。

また、本県の高濃度 PCB 廃棄物（トランス・コンデンサ）については、処分期間（平成 30 年 3 月 31 日）が迫っていますので、改めて、会員の皆様方に、PCB 廃棄物及び PCB 含有電気機器に関する調査を実施して頂きますようお願いいたします。

【問合せ先】

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課
産業廃棄物係 千葉・曾根
Tel.089 (912) 2358